

資料 6 5 - 1

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局
ネットワーク支援機構法第18条の2第3項の規定に
基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに同法
第18条の3第3項の規定に基づく拠出金の額及び徴収
方法の認可

(諮問第1193号)

< 目 次 >

資料 6 5 - 1 - 1 諮問書

資料 6 5 - 1 - 2 御説明資料

諮問 第 1193 号
令和 2 年 1 月 24 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 高市 早苗

諮 問 書

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（理事長 天野 藤男）から、別添 1 及び別添 2 のとおり独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 18 条の 2 第 3 項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可の申請並びに法第 18 条の 3 第 3 項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可の申請があった。

申請の概要は別紙 1 のとおりであり、申請の内容について審査した結果は別紙 2 のとおりである。申請の内容は関係法令の関係規定に適合していると認められることから、申請のとおり認可することとしたい。

上記について、法第 32 条の 2 第 2 号の規定に基づき諮問する。

申請の概要

1 申請者

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
(理事長 天野 藤男)

2 申請年月日

令和元年11月28日(木)

3 申請内容

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下「機構」という。)から、令和2年度における独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成17年法律第101号。以下「法」という。)第18条の2第3項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可の申請並びに法第18条の3第3項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可の申請があったもの。

(1) 交付金の額及び交付方法

交付金の額(年額) : 293,438,576,200円

交付方法 : 令和2年4月から翌年3月までの間、原則、関連銀行及び関連保険会社から各月の拠出金が納付された日の属する月の末日を期限として、日本郵便株式会社に対して交付金を交付する。

(2) 拠出金の額及び徴収方法

拠出金の額(年額) : 237,439,260,000円(関連銀行から徴収する拠出金の額)
56,063,808,400円(関連保険会社から徴収する拠出金の額)

徴収方法 : 令和2年4月から翌年3月までの間、原則、毎月15日を納付期限とし、関連銀行及び関連保険会社から拠出金を徴収する。

4 審査結果

認可申請された交付金の額及び交付方法並びに拠出金の額及び徴収方法に係る審査結果は、別紙2のとおりであり、関係法令の関係規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査結果

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年法律第 101 号。以下「法」という。）及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成 19 年総務省令第 98 号。以下「省令」という。）の関係規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

第 1 交付金の額及び交付方法

審査基準	審査結果	理由
1 交付金の額が法第 18 条の 2 第 2 項及び省令第 11 条の 2 の規定による方法に基づき算定されていること。 〔法第 18 条の 2 第 2 項及び省令第 11 条の 2〕	-	-
(1) 交付金の額が、不可欠な費用の額から、日本郵便株式会社に係る額（機構の事務費を含む。）を控除して得た額とされていること。 (法第 18 条の 2 第 2 項)	適	申請された交付金の額は、算定した不可欠な費用の額から、日本郵便株式会社に係る額を控除して得た額とされており、適当である。
(2) 郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局（簡易郵便局を含む。）で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにするために不可欠な費用の額が適切に算定されていること。 (法第 18 条の 2 第 2 項)	適	下記ア～ウのとおり、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局（簡易郵便局を含む。）で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額が適切に算定されており、適当である。
ア 直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として算定されていること。 (省令第 11 条の 2)	適	直近の郵便局の局数や費用を算定に用いる等、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として算定されており、適当である。
イ 郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成されるものとして以下の区分ごとに費用が算定されていること。 (省令第 11 条の 2 第 1 号)	適	郵便局ネットワークが最小限度の規模の郵便局（局員 2 名）により構成されるものとした場合として以下の区分ごとに費用が算定されており、適当である。
(イ) 人件費が算定されていること。 (省令第 11 条の 2 第 1 号イ)	適	郵便局に、管理者 1 名及び窓口職員 1 名を配置するために必要な人件費の額が算定されており、適当である。
(イ) 賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用が算定されていること。	適	局員 2 名の郵便局を前提として、賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用の額が算定されており、適

	(省令第 11 条の 2 第 1 号ロ)		当である。
	(ウ) 現金の輸送及び管理に要する費用が算定されていること。 (省令第 11 条の 2 第 1 号ハ)	適	現金の輸送及び管理に要する費用の額が局規模により大きく異なることを想定して算定されており、適当である。
	(エ) 固定資産税及び事業所税が算定されていること。 (省令第 11 条の 2 第 1 号ニ)	適	局員 2 名の郵便局を前提として、固定資産税及び事業所税の額が算定されており、適当である。
	ウ 簡易郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するための最少限度の委託に要する費用の額が算定されていること。 (省令第 11 条の 2 第 2 号)	適	簡易郵便局への委託に要する費用のうち業務の多寡にかかわらず要する費用の額に基づき委託費の額が算定されており、適当である。
2	交付方法が郵便局ネットワークの維持の支援の観点等から適切であること。	-	-
	(1) 交付方法が郵便局ネットワークの維持の観点から適切であること。	適	日本郵便株式会社に対して交付する交付金について、各月基本的に同額を交付することとされており、適当である。
	(2) 交付金を安全に管理するための措置を講じることとしていること。	適	交付金を安全に管理するための措置をとることとされており、適当である。
3	申請が法第 18 条の 2 第 3 項及び省令第 11 条の 3 の規定に適合していること。 (法第 18 条の 2 第 3 項及び省令第 11 条の 3)	-	-
	(1) 申請書に交付金の額及び交付方法が記載されていること。 (省令第 11 条の 3)	適	交付金の額及び交付方法が適切に記載されており、適当である。
	(2) 申請書に法第 18 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる不可欠な費用の額(内訳を含む。)が記載された書類が添付されていること。 (省令第 11 条の 3 第 1 号)	適	法第 18 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる不可欠な費用の額(内訳を含む。)が記載された書類が添付されており、適当である。
	(3) 申請書に法第 18 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる日本郵便株式会社に係る額が記載された書類が添付されていること。 (省令第 11 条の 3 第 2 号)	適	法第 18 条の 2 第 2 項に掲げる日本郵便株式会社に係る額が記載された書類が添付されており、適当である。
	(4) 申請書に交付金の額の算定の根拠に関する説明が記載された書類が添付されていること。 (省令第 11 条の 3 第 3 号)	適	交付金の額の算定の根拠に関する説明を記載した書類が添付されており、適当である。

第2 拠出金の額及び徴収方法

審査基準	審査結果	理由
<p>1 拠出金の額が法 18 条の 3 第 2 項及び省令第 11 条の 4 の規定に基づき算定されていること。</p> <p>(法第 18 条の 3 第 2 項及び省令第 11 条の 4)</p>	-	-
<p>拠出金の額が、不可欠な費用の額及び機構の事務費に相当する額の合計額を、郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額とされていること。</p> <p>(法第 18 条の 3 第 2 項)</p>	適	<p>拠出金の額は、下記ア～エのとおり、不可欠な費用の額及び機構の事務費に相当する額の合計額を、郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額とされており、適当である。</p>
<p>ア 不可欠な費用の額及び機構の事務費の額が適切に算定されていること。</p> <p>(省令第 11 条の 4)</p>	適	<p>不可欠な費用については、第 1 の 1 (2) のとおり、適切に算定されており、また、機構の事務費の額についても、事務の処理に要する職員数等に基づき、適切に算定されており、適当である。</p>
<p>イ 人件費及び賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用（利用者の用に供するものに限る。）について、利用者の範囲及び利用状況を勘案して見込まれる利用者による郵便局の利用の度合に応じて按分されていること。</p> <p>(省令第 11 条の 4 第 1 号)</p>	適	<p>左記費用について、人口、貯金の口座数及び保険の保有契約数を利用の度合として按分されており、適当である。</p>
<p>ウ 賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用（上記イの費用を除く。）等の費用について、日本郵便株式会社法施行規則（平成 19 年総務省令第 37 号）別表に規定する整理方法に準ずる方法により按分されていること。</p> <p>(省令第 11 条の 4 第 2 号)</p>	適	<p>左記費用について、日本郵便株式会社法施行規則別表に規定する整理方法に準じ、各窓口業務における郵便局舎の専有面積等を基に按分されており、適当である。</p>
<p>エ 郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用について、上記イ及びウにより按分した額の合計額に応じて按分されていること。</p> <p>(省令第 11 条の 4 第 3 号)</p>	適	<p>左記の費用について、上記イ及びウにより按分した額の合計額の割合に応じて按分されており、適当である。</p>

2 徴収方法が交付金の円滑な交付の観点等から適切であること。	-	-
(1) 拠出金の徴収が交付金の交付に支障のない方法で行われること。	適	交付金の交付は各月、月末までに行うこととなっているところ、拠出金は各月 15 日までに交付金の交付に必要な額を徴収することとされており、適当である。
(2) 拠出金を安全に管理するための措置を講じることとしていること。	適	拠出金を安全に管理するための措置をとることとされており、適当である。
3 申請が法第 18 条の 3 第 3 項及び省令第 11 条の 5 の規定に適合していること。 (法第 18 条の 3 第 3 項及び省令第 11 条の 5)	-	-
(1) 申請書に拠出金の額及び徴収方法が記載されていること。 (省令第 11 条の 5)	適	関連銀行及び関連保険会社からそれぞれ徴収する拠出金の額及び当該徴収方法が適切に記載されており、適当である。
(2) 申請書に不可欠な費用の額（内訳を含む。）が記載された書類が添付されていること。 (省令第 11 条の 5 第 1 号)	適	不可欠な費用の額（内訳を含む。）が記載された書類が添付されており、適当である。
(3) 申請書に郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用の額及びその内訳を記載した書類が添付されていること。 (省令第 11 条の 5 第 2 号)	適	郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用の額及びその内訳を記載した書類が添付されており、適当である。
(4) 申請書に費用の按分方法に関する説明を記載した書類が添付されていること。 (省令第 11 条の 5 第 3 号)	適	費用の按分方法に関する説明を記載した書類が添付されており、適当である。
(5) 申請書に上記 (2) ～ (4) のほか、拠出金の額の算定の根拠に関する説明を記載した書類が添付されていること。 (省令第 11 条の 5 第 4 号)	適	拠出金の額の算定の根拠に関する説明を記載した書類が添付されており、適当である。

参照条文

【交付金・拠出金制度関係】

○独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年法律第 101 号）（抄）

第三章 業務

第四節 郵便局ネットワーク支援業務

（交付金の交付）

第十八条の二 機構は、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）ごとに、日本郵便株式会社に対し、第十三条第一項第三号イの交付金（以下単に「交付金」という。）を交付する。

2 前項の規定により日本郵便株式会社に対して交付される交付金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局（日本郵便株式会社法第二条第四項に規定する郵便局をいい、同法第六条第二項第二号に規定する日本郵便株式会社の営業所及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局を含む。）で郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額

二 次条第二項の按分して得た額のうち日本郵便株式会社に係る額

3 機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、交付金の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、前項の認可を受けたときは、日本郵便株式会社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、交付すべき交付金の額（第二項各号に掲げる額を含む。）及び交付方法を通知しなければならない。

（拠出金の徴収）

第十八条の三 機構は、年度ごとに、第十三条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務（以下「郵便局ネットワーク支援業務」という。）に要する費用に充てるため、関連銀行及び関連保険会社から、拠出金を徴収する。

2 前項の規定により関連銀行及び関連保険会社から徴収する拠出金の額は、前条第二項第一号に掲げる額及び郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額の合計額を、総務省令で定める方法により、次の各号に掲げる者の当該各号に定める業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額とする。

一 日本郵便株式会社 日本郵便株式会社法第二条第一項に規定する郵便窓口業務

二 関連銀行 日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務

三 関連保険会社 日本郵便株式会社法第二条第三項に規定する保険窓口業務

3 機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、第一項の拠出金（以下単に「拠出金」という。）の額を算定し、当該拠出金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、前項の認可を受けたときは、関連銀行及び関連保険会社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき拠出金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

5 関連銀行及び関連保険会社は、前項の規定による通知に従い、機構に対し、拠出金を納付する義務を負う。

第五章 雑則

(審議会等への諮問)

第三十二条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 (略)

二 第十八条の二第三項又は第十八条の三第三項の規定による認可をしようとするとき。

○独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）（抄）

(不可欠な費用の額の算定方法)

第十一条の二 法第十八条の二第二項第一号の総務省令で定める方法は、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合計して算定する方法とする。

一 郵便局（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第四項に規定する郵便局をいい、同法第六条第二項第二号に規定する日本郵便株式会社の営業所を含む。以下同じ。）あまねく全国において郵便局で郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務（次号及び第十一条の四第一号において「郵政事業に係る基本的な役務」という。）が利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における次に掲げる費用の額の合計額

イ 人件費

ロ 賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用

ハ 現金の輸送及び管理に要する費用

ニ 固定資産税及び事業所税

二 簡易郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局をいう。以下この号及び第十一条の九第一項第一号において同じ。）簡易郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するための最少限度の委託に要する費用の額

(交付金の額等の認可申請)

第十一条の三 機構は、法第十八条の二第三項の規定により交付金の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法の認可を受けようとするときは、当該交付金の額及び当該交付方法を記載した申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、当該交付金を交付する年度の前年度の十一月末日までに総務大臣に提出しなければならない。

一 法第十八条の二第二項第一号に掲げる不可欠な費用の額（前条第一号イからニまでに掲げるそれぞれの費用の額及び同条第二号に定める費用の額を含む。）

二 法第十八条の二第二項第二号に掲げる日本郵便株式会社に係る額

三 前二号に掲げる事項のほか、交付金の額の算定の根拠に関する説明

(抛出金の額の算定方法)

第十一条の四 法第十八条の三第二項の総務省令で定める方法は、同項に規定する合計額を、次の各号に掲げる費用に相当する額ごとに、当該各号に掲げる方法により按分^{あん}する方法とする。

一 第十一条の二第一号イ及びロに掲げる費用（ロに掲げる費用にあつては、郵政事業に係る基本的な役務の利用者の用に供するものに限る。）郵政事業に係る基本的な役務の利

用者の範囲及び利用状況を勘案して、郵便窓口業務（日本郵便株式会社法第二条第一項に規定する郵便窓口業務をいう。第三号及び第十一条の九第一項第一号において同じ。）、銀行窓口業務（同法第二条第二項に規定する銀行窓口業務をいう。第三号において同じ。）又は保険窓口業務（同条第三項に規定する保険窓口業務をいう。第三号において同じ。）にお

いて見込まれる利用者による郵便局の利用の度合に応じて按分する方法

二 第十一条の二第一号ロ（前号に掲げる費用を除く。）、ハ及びニに掲げる費用並びに同条第二号に定める費用 日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）別表に規定する整理方法に準ずる方法により按分する方法

三 郵便局ネットワーク支援業務（法第十八条の三第一項に規定する郵便局ネットワーク支援業務をいう。次条第二号において同じ。）に関する事務の処理に要する人件費、物件費その他の費用 前二号に掲げる費用に相当する額を、それぞれ当該各号に掲げる方法により郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務に按分して得た額の合計額に応じて按分する方法

（拠出金の額等の認可の申請）

第十一条の五 機構は、法第十八条の三第三項の規定により拠出金の額を算定し、当該拠出金の額及び徴収方法の認可を受けようとするときは、関連銀行（日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する関連銀行をいう。）及び関連保険会社（同条第三項に規定する関連保険会社をいう。）からそれぞれ徴収する当該拠出金の額及び当該徴収方法を記載した申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、当該拠出金を徴収する年度の前年度の十一月末日までに総務大臣に提出しなければならない。

一 法第十八条の二第二項第一号に掲げる不可欠な費用の額並びに前条第一号及び第二号に掲げる費用の額の内訳

二 郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用の額及びその内訳

三 前条各号に掲げる按分する方法に関する説明

四 前三号に掲げる事項のほか、拠出金の額の算定の根拠に関する説明

（端数計算）

第十一条の六 交付金又は拠出金の額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

【郵便局の設置基準関係】

○日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）（抄）

（郵便局の設置）

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

2 会社は、総務省令で定めるところにより、業務開始の際、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 郵便局の名称及び所在地
- 二 略

○日本郵便株式会社法施行規則（平成19年総務省令第37号）（抄）

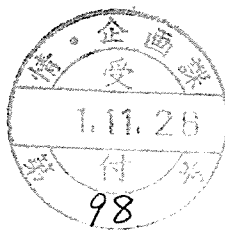
（郵便局の設置基準等）

第四条 法第六条第一項の規定に基づく郵便局の設置については、会社は、いずれの市町村（特別区を含む。）においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。ただし、郵便窓口業務及び保険窓口業務を行う会社の営業所（関連銀行の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合又は郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行う会社の営業所（関連保険会社の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合その他の合理的な理由があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。

2 前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。

- 一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。
- 二 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。
- 三 過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること。

3～5 略



機構第 1356 号
令和元年 11 月 28 日

総務大臣

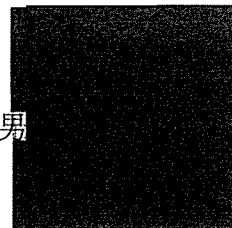
高 市 早 苗 様

独立行政法人

郵便貯金簡易生命保険管理・

郵便局ネットワーク支援機構

理事長 天 野 藤 男



交付金の額及び交付方法の認可申請について

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号。以下「法」という。）第18条の2第3項及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号。以下「省令」という。）第11条の3の規定に基づき、令和2年度に交付する交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、別紙のとおり申請します。

1 交付金の額

293,438,576,200 円 (※)

(※) 省令第 11 条の 6 の規定に基づき、100 円未満の端数を切り捨てている。

2 交付方法

(1) 交付金の交付手段

日本郵便株式会社があらかじめ申し出て、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）が同意した同社名義の金融機関の口座に払い込むものとする。なお、払込みにより発生する手数料は、機構が負担するものとする。

(2) 各月の交付金の額

交付金は、令和 2 年 4 月から翌年 3 月までの間、各月に以下の額を交付する。

令和 2 年 4 月 24,434,847,800 円 (※)

同年 5 月から翌年 3 月までの各月 24,454,884,400 円

(※) 交付金の額は令和 2 年 5 月から翌年 3 月まで各月同一額とし、4 月については、当該額から郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用の日本郵便株式会社負担分の額を控除した額としたうえ、各月の 100 円未満の端数を調整した額である。なお、機構における当該事務に要する費用は、月ごとに変動することが予想されるため、年度分を一括して 4 月に控除している。

(3) 交付金の交付期限

交付期限は、関連銀行及び関連保険会社から各月の拠出金が納付された日の属する月の末日までとする。

ただし、関連銀行又は関連保険会社の拠出金の納付が遅延した場合は、拠出金を徴収後速やかに交付するものとする。また、金融機関のシステム障害等で送金ができない場合は、システム障害等が解消された後速やかに交付するものとする。

(4) 交付金の額及び交付方法の通知

本申請内容について総務大臣の認可を受けた場合は、法第 18 条の 2 第 4 項の規定に基づき、機構は、日本郵便株式会社に対し、当該認可を受けた事項を記載した書面を添付して、速やかに通知するものとする。

(5) 安全管理措置

交付金を安全に管理するため、以下の措置を講ずるものとする。

(非開示情報)

交付金に係る申請書（機構第 1356 号）に 添付する書類について

<目次>

- 1 法第 18 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる不可欠な費用の額…………… 1
- 2 法第 18 条の 3 第 2 項の郵便局ネットワーク支援業務に関する
事務の処理に要する費用に相当する額 …………… 2
- 3 法第 18 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる日本郵便株式会社に係る額…………… 3
- 4 法第 18 条の 2 第 1 項に定める交付金の額…………… 5

1 法第 18 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる不可欠な費用の額

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 18 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる不可欠な費用（以下「不可欠な費用」という。）の額を、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成 19 年総務省令第 98 号。以下「省令」という。）第 11 条の 2 の規定に基づき、（1）郵便局及び（2）簡易郵便局の区分に応じ、以下の方法により算定した。

（1）省令第 11 条の 2 第 1 号に定める額（郵便局）

あまねく全国において郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における（イ）人件費、（ロ）賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用（以下「維持費」という。）、（ハ）現金の輸送及び管理に要する費用（以下「現金の輸送等費用」という。）、（ニ）固定資産税及び事業所税（以下「固定資産税等」という。）の額を、以下の方法によりそれぞれ算定した。

「郵便局の数」は、令和元年 8 月末現在の郵便局の数とした（ただし、1 年以上閉鎖している郵便局を除いた。）。

「最小限度の規模の郵便局」は、郵便局舎の規模及び職員の配置について標準的な最小限度の規模の郵便局を仮定することとし、職員の配置については郵便局長 1 人、郵便局員 1 人とした。

「人件費」は、標準的な最小限度の規模の郵便局の局長及び郵便局員の平成 30 年度の平均的な人件費に、郵便局の数を乗じて算定した。

「維持費」は、日本郵便株式会社における平成 30 年度の維持費を郵便局舎の規模を基に補正し、標準的な最小限度の規模の郵便局の維持に要する費用となるよう算定した。

「現金の輸送等費用」は、日本郵便株式会社における平成 30 年度の現金の輸送等費用を郵便局ネットワークを標準的な最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合において必要な費用として用いた。

「固定資産税等」は、日本郵便株式会社における平成 30 年度の固定資産税等を郵便局舎の規模を基に補正し、標準的な最小限度の規模の郵便局の固定資産税等となるよう算定した。

（2）省令第 11 条の 2 第 2 号に定める額（簡易郵便局）

簡易郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するための最少限度の委託に要する費用（以下「簡易郵便局委託費」という。）の額を、以下の方法により算定した。

「簡易郵便局の数」は、令和元年 8 月末現在の営業中の簡易郵便局の数とした。

「簡易郵便局委託費」は、日本郵便株式会社における平成 30 年度の簡易郵便局への委託に要する費用のうち業務の多寡にかかわらず要する費用に、簡易郵便局の委託契約の種別の数を乗じて算定した。

(3) 不可欠な費用の額（合計額）

不可欠な費用の額は、省令第11条の2の規定に基づき、上記（1）の額及び上記（2）の額を合計して算定した。

【表1】

（単位：円）

不可欠な費用	費用の額
(1) 省令第11条の2第1号に定める額（郵便局）	(非開示情報)
イ 人件費	
ロ 維持費	
ハ 現金の輸送等費用	
ニ 固定資産税等	
(2) 省令第11条の2第2号に定める額（簡易郵便局）	
不可欠な費用の額（合計額）	425,753,724,106

2 法第18条の3第2項の郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額

法第18条の3第2項の郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用（以下「事務費」という。）に相当する額は、省令第11条の4第3号の規定に基づき、令和2年度における郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する人件費、物件費その他の費用に相当する額を科目別に算定した額を合計し、当該額から平成30年度事務費に相当する額の残額を控除した額とした。

【表2】

（単位：円）

科目	費用に相当する額	備考
事業費（令和2年度）	55,866,716	
人件費	37,973,509	3名分
物件費	17,877,785	借料、システム経費等
租税公課	15,422	
一般管理費（令和2年度）	33,889,204	
人件費	26,530,746	役員等分担分
物件費	7,327,551	借料、システム経費等
租税公課	30,907	
その他	▲3,648	前払費用
小計	89,752,272	
平成30年度事務費相当額の残額	▲25,260,104	残額を控除
合計	64,492,168	令和2年度事務費相当額

3 法第 18 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる日本郵便株式会社に係る額

法第 18 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる日本郵便株式会社に係る額は、法第 18 条の 3 第 2 項及び省令第 11 条の 4 の規定に基づき、以下のとおり、上記 1 の不可欠な費用の額及び上記 2 の事務費に相当する額を、日本郵便株式会社にあっては郵便窓口業務、関連銀行にあっては銀行窓口業務、関連保険会社にあっては保険窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合等に応じた按分方法により按分し、算定した。

(1) 不可欠な費用の按分方法

①省令第 11 条の 4 第 1 号の按分方法

省令第 11 条の 4 第 1 号の規定に基づき、人件費及び維持費（維持費にあっては、郵政事業に係る基本的な役務の利用者の用に供するものに限る。以下「一号維持費」という。）に相当する額の按分方法は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務において見込まれる利用者による郵便局の利用の度合（以下「利用者による利用度合」という。）に応じた按分方法とした。

「一号維持費」は、維持費を、標準的な最小限度の規模の郵便局舎における「窓口ロビー」その他の郵便局の利用者の利用に供する部分の当該郵便局舎に占める度合に応じて按分した。

「利用者による利用度合」は、郵便窓口業務にあっては 15 歳以上の人口（平成 31 年 4 月 1 日現在）、銀行窓口業務にあっては株式会社ゆうちょ銀行から報告のあった貯金口座数（平成 31 年 3 月末現在）、保険窓口業務にあっては株式会社かんぽ生命保険から報告のあった保有契約件数（平成 31 年 3 月末現在）の割合とした。

【表 3】

費用	按分割合		
	日本郵便株式会社	関連銀行	関連保険会社
人件費及び一号維持費	34.273%	56.723%	9.004%

注：算定の効率化のため、按分割合を求める際は、原則として小数点第 3 位を四捨五入した。ただし、小数点第 3 位を四捨五入しても按分割合の合計が 100%にならない場合は、小数点第 4 位以下で 100%になるまで按分割合を求めた。（以下、表 4 及び表 6 において同じ。）

②省令第 11 条の 4 第 2 号の按分方法

省令第 11 条の 4 第 2 号の規定に基づき、一号維持費を除いた維持費（以下「二号維持費」という。）、現金の輸送等費用及び固定資産税等並びに簡易郵便局委託費（以下「二号維持費等」という。）に相当する額の按分方法は、日本郵便株式会社法施行規則（平成 19 年総務省令第 37 号）別表に規定する整理方法（直接整理、面積の比、件数の比、職員の勤務時間比等）に準じた按分方法とした。

「二号維持費」は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務による郵便局舎（窓口ロビー等を除く。）の専有の度合に応じて按分した。

「現金の輸送等費用」は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務における現金の受け払い額の度合に応じて按分した。

「固定資産税等」は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務における職員の勤務時間の割合に応じて按分した。

「簡易郵便局委託費」は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務に係る簡易郵便局委託費を直接整理して用いた。

【表 4】

費用	按分割合		
	日本郵便株式会社	関連銀行	関連保険会社
二号維持費	(非開示情報)		
現金の輸送等費用			
固定資産税等			

【表 5】

(単位：円)

費用	直接整理		
	日本郵便株式会社	関連銀行	関連保険会社
簡易郵便局委託費	(非開示情報)		

(2) 事務費に相当する額の按分方法

省令第 11 条の 4 第 3 号の規定に基づき、令和 2 年度における事務費に相当する額の按分方法は、上記 (1) の按分方法により求められる郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務に按分して得た額の合計額に応じた按分方法とした。

【表 6】

費用	按分割合		
	日本郵便株式会社	関連銀行	関連保険会社
事務費	31.07%	55.76%	13.17%

(3) 日本郵便株式会社に係る額

日本郵便株式会社に係る額は、上記 1 の不可欠な費用の額及び上記 2 の事務費に相当する額を、上記 (1) 及び (2) の按分方法により按分した上で日本郵便株式会社に係る額を合計することにより、次のとおり算定した。

【表7】

(単位：円)

区分	合計額	日本郵便株式会社に 係る額	関連銀行 に係る額	関連保険会社 に係る額
不可欠な費用	425,753,724,106	132,295,110,120	237,403,299,172	56,055,314,812
人件費及び 一号維持費	355,856,200,249	121,962,595,511	201,852,312,467	32,041,292,270
二号維持費等	69,897,523,857	10,332,514,609	35,550,986,705	24,014,022,541
事務費	64,492,168	20,037,716	35,960,832	8,493,618
合計額	425,818,216,274	132,315,147,837	237,439,260,005	56,063,808,430

注：按分された日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社の額については円単位で端数処理をしているため、内訳の合計と合計額については必ずしも一致しない。

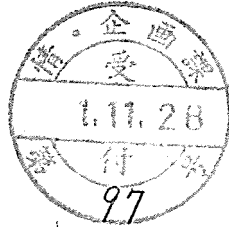
4 法第18条の2第1項に定める交付金の額

法第18条の2第2項の規定に基づき、法第18条の2第1項に定める交付金の額は、上記1(3)の不可欠な費用の額から、上記3(3)の日本郵便株式会社に係る額を控除して算定した。

.293,438,576,200円(※)

$$\left(\begin{array}{l} =425,753,724,106 \text{円 (上記1(3)の不可欠な費用の額)} \\ -132,315,147,837 \text{円 (上記3(3)の日本郵便株式会社に係る額)} \end{array} \right)$$

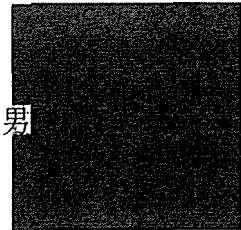
(※) 省令第11条の6の規定に基づき、100円未満の端数を切り捨てている。



機構第 1357 号
令和元年 11 月 28 日

総務大臣
高 市 早 苗 様

独立行政法人
郵便貯金簡易生命保険管理・
郵便局ネットワーク支援機構
理事長 天 野 藤 男



拠出金の額及び徴収方法の認可申請について

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号。以下「法」という。）第18条の3第3項及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号。以下「省令」という。）第11条の5の規定に基づき、令和2年度に徴収する拠出金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、別紙のとおり申請します。

1 拠出金の額

関連銀行から徴収する拠出金の額 237,439,260,000 円 (※)

関連保険会社から徴収する拠出金の額 56,063,808,400 円 (※)

(※) 省令第 11 条の 6 の規定に基づき、100 円未満の端数を切り捨てている。

2 徴収方法

(1) 拠出金の納付手段

関連銀行及び関連保険会社は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）の指定する金融機関の口座に払い込むことにより拠出金を納付するものとする。なお、払込みにより発生する手数料は、拠出金を納付する関連銀行及び関連保険会社が負担するものとする。

(2) 各月の拠出金の額

拠出金は、令和 2 年 4 月から翌年 3 月までの間、各月に以下の額を徴収する。

ア 関連銀行

令和 2 年 4 月分 19,819,569,800 円 (※)

同年 5 月から翌年 3 月までの各月分 19,783,608,200 円

イ 関連保険会社

令和 2 年 4 月分 4,679,770,200 円 (※)

同年 5 月から翌年 3 月までの各月分 4,671,276,200 円

(※) 拠出金の額は令和 2 年 5 月から翌年 3 月まで各月同一額とし、4 月については、当該額に郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用の関連銀行負担分又は関連保険会社負担分をそれぞれ加算した額としたうえ、各月の 100 円未満の端数を調整した額である。なお、機構における当該事務に要する費用は、月ごとに変動することが予想されるため、年度分を一括して 4 月に加算している。

(3) 拠出金の納付期限

令和 2 年 4 月から翌年 3 月までの間、毎月 15 日までとする。

(4) 拠出金の額及び徴収方法の通知

本申請内容について総務大臣の認可を受けた場合は、法第 18 条の 3 第 4 項の規定に基づき、機構は、関連銀行及び関連保険会社に対し、当該認可を受けた事項を記載した書面を添付して、速やかに通知するものとする。

(5) 安全管理措置

拠出金を安全に管理するため、以下の措置を講ずるものとする。

(非開示情報)

拠出金に係る申請書（機構第 1357 号）に 添付する書類について

<目次>

- 1 法第 18 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる不可欠な費用の額…………… 1
- 2 法第 18 条の 3 第 2 項の郵便局ネットワーク支援業務に関する
事務の処理に要する費用に相当する額 …………… 2
- 3 省令第 11 条の 4 各号に掲げる按分方法…………… 3
- 4 法第 18 条の 3 第 2 項に定める拠出金の額…………… 4

1 法第 18 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる不可欠な費用の額

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成 17 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 18 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる不可欠な費用（以下「不可欠な費用」という。）の額を、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成 19 年総務省令第 98 号。以下「省令」という。）第 11 条の 2 の規定に基づき、（1）郵便局及び（2）簡易郵便局の区分に応じ、以下の方法により算定した。

（1）省令第 11 条の 2 第 1 号に定める額（郵便局）

あまねく全国において郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における（イ）人件費、（ロ）賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用（以下「維持費」という。）、（ハ）現金の輸送及び管理に要する費用（以下「現金の輸送等費用」という。）、（ニ）固定資産税及び事業所税（以下「固定資産税等」という。）の額を、以下の方法によりそれぞれ算定した。

「郵便局の数」は、令和元年 8 月末現在の郵便局の数とした（ただし、1 年以上閉鎖している郵便局を除いた。）。

「最小限度の規模の郵便局」は、郵便局舎の規模及び職員の配置について標準的な最小限度の規模の郵便局を仮定することとし、職員の配置については郵便局長 1 人、郵便局員 1 人とした。

「人件費」は、標準的な最小限度の規模の郵便局の局長及び郵便局員の平成 30 年度の平均的な人件費に、郵便局の数を乗じて算定した。

「維持費」は、日本郵便株式会社における平成 30 年度の維持費を郵便局舎の規模を基に補正し、標準的な最小限度の規模の郵便局の維持に要する費用となるよう算定した。

「現金の輸送等費用」は、日本郵便株式会社における平成 30 年度の現金の輸送等費用を郵便局ネットワークを標準的な最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合において必要な費用として用いた。

「固定資産税等」は、日本郵便株式会社における平成 30 年度の固定資産税等を郵便局舎の規模を基に補正し、標準的な最小限度の規模の郵便局の固定資産税等となるよう算定した。

（2）省令第 11 条の 2 第 2 号に定める額（簡易郵便局）

簡易郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するための最少限度の委託に要する費用（以下「簡易郵便局委託費」という。）の額を、以下の方法により算定した。

「簡易郵便局の数」は、令和元年 8 月末現在の営業中の簡易郵便局の数とした。

「簡易郵便局委託費」は、日本郵便株式会社における平成 30 年度の簡易郵便局への委託に要する費用のうち業務の多寡にかかわらず要する費用に、簡易郵便局の委託契約の種別の数を乗じて算定した。

(3) 不可欠な費用の額（合計額）

不可欠な費用の額は、省令第11条の2の規定に基づき、上記（1）の額及び上記（2）の額を合計して算定した。

【表1】

（単位：円）

不可欠な費用	費用の額
(1) 省令第11条の2第1号に定める額（郵便局）	(非開示情報)
イ 人件費	
ロ 維持費	
ハ 現金の輸送等費用	
ニ 固定資産税等	
(2) 省令第11条の2第2号に定める額（簡易郵便局）	
不可欠な費用の額（合計額）	425,753,724,106

2 法第18条の3第2項の郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額

法第18条の3第2項の郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用（以下「事務費」という。）に相当する額は、省令第11条の4第3号の規定に基づき、令和2年度における郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する人件費、物件費その他の費用に相当する額を科目別に算定した額を合計し、当該額から平成30年度事務費に相当する額の残額を控除した額とした。

【表2】

（単位：円）

科目	費用に相当する額	備考
事業費（令和2年度）	55,866,716	
人件費	37,973,509	3名分
物件費	17,877,785	借料、システム経費等
租税公課	15,422	
一般管理費（令和2年度）	33,889,204	
人件費	26,530,746	役員等分担分
物件費	7,327,551	借料、システム経費等
租税公課	30,907	
その他	▲3,648	前払費用
小計	89,752,272	
平成30年度事務費相当額の残額	▲25,260,104	残額を控除
合計	64,492,168	令和2年度事務費相当額

3 省令第11条の4各号に掲げる按分方法

省令第11条の4各号に掲げる按分方法は、法第18条の3第2項及び省令第11条の4の規定に基づき、以下のとおり、日本郵便株式会社にあつては郵便窓口業務、関連銀行にあつては銀行窓口業務、関連保険会社にあつては保険窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合等に応じた按分方法により按分し、算定した。

(1) 不可欠な費用の按分方法

①省令第11条の4第1号の按分方法

省令第11条の4第1号の規定に基づき、人件費及び維持費（維持費にあつては、郵政事業に係る基本的な役務の利用者の用に供するものに限る。以下「一号維持費」という。）に相当する額の按分方法は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務において見込まれる利用者による郵便局の利用の度合（以下「利用者による利用度合」という。）に応じた按分方法とした。

「一号維持費」は、維持費を、標準的な最小限度の規模の郵便局舎における「窓口ロビー」その他の郵便局の利用者の利用に供する部分の当該郵便局舎に占める度合に応じて按分した。これにより、一号維持費の額を29,576,174,349円とした。

「利用者による利用度合」は、郵便窓口業務にあつては15歳以上の人口（平成31年4月1日現在）、銀行窓口業務にあつては株式会社ゆうちょ銀行から報告のあった貯金口座数（平成31年3月末現在）、保険窓口業務にあつては株式会社かんぽ生命保険から報告のあった保有契約件数（平成31年3月末現在）の割合とした。

【表3】

費用	按分割合		
	日本郵便株式会社	関連銀行	関連保険会社
人件費及び一号維持費	34.273%	56.723%	9.004%

注：算定の効率化のため、按分割合を求める際は、原則として小数点第3位を四捨五入した。ただし、小数点第3位を四捨五入しても按分割合の合計が100%にならない場合は、小数点第4位以下で100%になるまで按分割合を求めた。（以下、表4及び表6において同じ。）

②省令第11条の4第2号の按分方法

省令第11条の4第2号の規定に基づき、一号維持費を除いた維持費（以下「二号維持費」という。）、現金の輸送等費用及び固定資産税等並びに簡易郵便局委託費（以下「二号維持費等」という。）に相当する額の按分方法は、日本郵便株式会社法施行規則（平成19年総務省令第37号）別表に規定する整理方法（直接整理、面積の比、件数の比、職員の勤務時間比等）に準じた按分方法とした。

「二号維持費」は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務による郵便局舎（窓口ロビー等を除く。）の専有の度合に応じて按分した。

「現金の輸送等費用」は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務における現金の受け払い額の度合に応じて按分した。

「固定資産税等」は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務における職員の勤務時間の割合に応じて按分した。

「簡易郵便局委託費」は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務に係る簡易郵便局委託費を直接整理して用いた。

【表 4】

費用	按分割合		
	日本郵便株式会社	関連銀行	関連保険会社
二号維持費	(非開示情報)		
現金の輸送等費用			
固定資産税等			

【表 5】

(単位：円)

費用	直接整理		
	日本郵便株式会社	関連銀行	関連保険会社
簡易郵便局委託費	(非開示情報)		

(2) 事務費に相当する額の按分方法

省令第 11 条の 4 第 3 号の規定に基づき、令和 2 年度における事務費に相当する額の按分方法は、上記 (1) の按分方法により求められる郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務に按分して得た額の合計額に応じた按分方法とした。

【表 6】

費用	按分割合		
	日本郵便株式会社	関連銀行	関連保険会社
事務費	31.07%	55.76%	13.17%

4 法第 18 条の 3 第 2 項に定める拠出金の額

(1) 関連銀行及び関連保険会社に係る額

上記 1 の不可欠な費用の額及び上記 2 の事務費に相当する額を、上記 3 (1) 及び (2) の按分方法により按分した上で、関連銀行及び関連保険会社に係る額をそれぞれ合計することにより、関連銀行及び関連保険会社に係る額を次のとおり算定した。

【表 7】

(単位：円)

区分	合計額	関連銀行 に係る額	関連保険会社 に係る額	日本郵便株式会 社に係る額
不可欠な費用	425,753,724,106	237,403,299,172	56,055,314,812	132,295,110,120
人件費及び 一号維持費	355,856,200,249	201,852,312,467	32,041,292,270	121,962,595,511
二号維持費等	69,897,523,857	35,550,986,705	24,014,022,541	10,332,514,609
事務費	64,492,168	35,960,832	8,493,618	20,037,716
合計額	425,818,216,274	237,439,260,005	56,063,808,430	132,315,147,837

注：按分された関連銀行、関連保険会社及び日本郵便株式会社の額については円単位で端数処理をして
いるため、内訳の合計と合計額については必ずしも一致しない。

(2) 法第 18 条の 3 第 2 項及び省令第 11 条の 5 に定める関連銀行及び関連保険会社から
それぞれ徴収する拠出金の額

関連銀行から徴収する拠出金の額 237,439,260,000 円 (※)

関連保険会社から徴収する拠出金の額 56,063,808,400 円 (※)

(※) 省令第 11 条の 6 の規定に基づき、100 円未満の端数を切り捨てている。

**独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク
支援機構法第18条の2第3項の規定に基づく交付金の額及び
交付方法の認可並びに同法第18条の3第3項の規定に基づく
拠出金の額及び徴収方法の認可について**

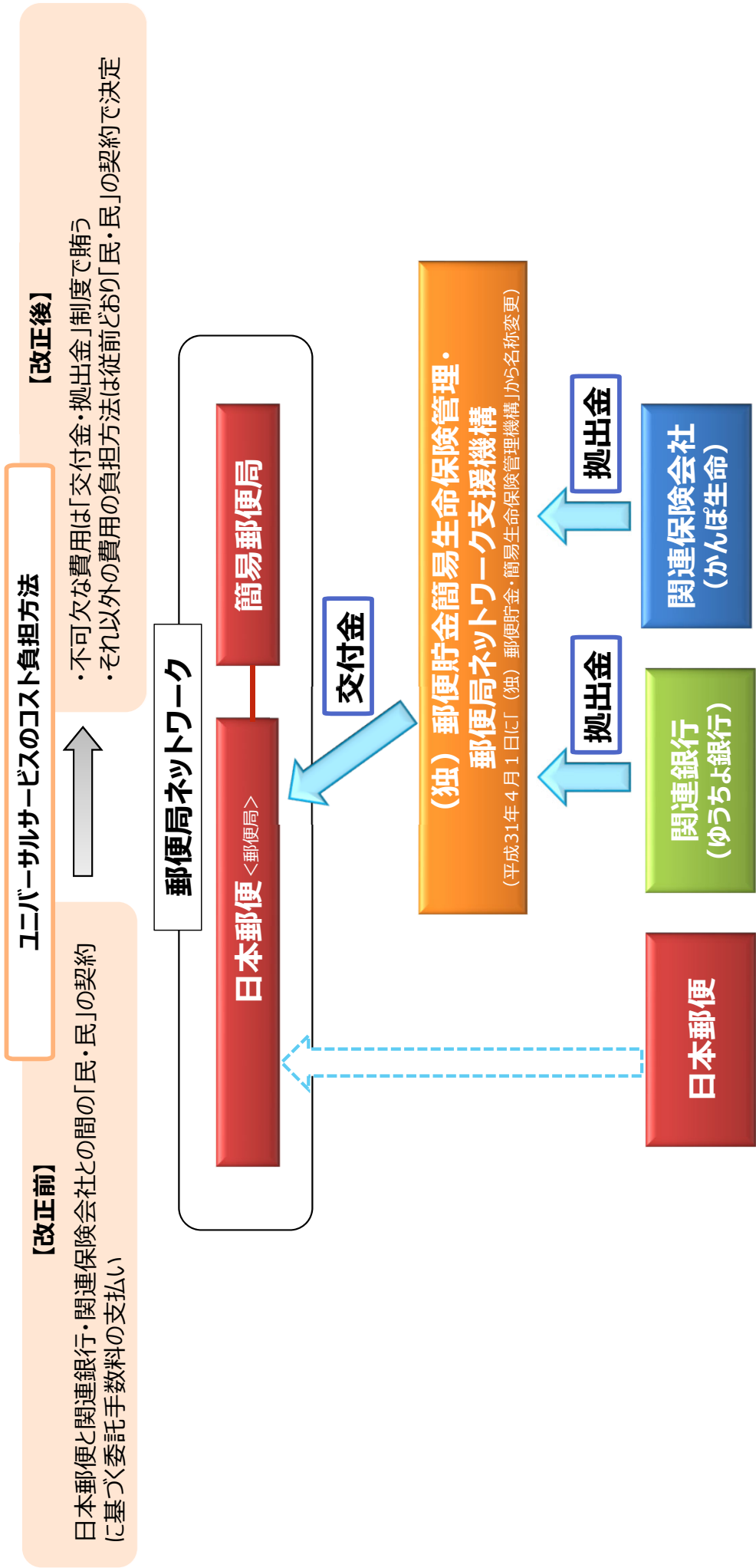
令和2年1月24日 省 局 部
総 務 通 行 政
情 報 流 行 政
郵 政 部

郵便局ネットワークの維持のための交付金・拠出金制度について

1

- ▶ 「郵政事業のユニバーサルサービスの提供者が郵便局ネットワークを支える」観点から、郵政事業のユニバーサルサービス提供の安定的な確保を図るため、平成30年6月、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度を創設する「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律」(改正法)が成立。
- ▶ 平成31年4月から、改正法が全面施行され、機構が、日本郵便への交付金の交付及び関連銀行(ゆうちょ銀行)・関連保険会社(かんぽ生命)からの拠出金の徴収を実施。機構は、交付金の額及び拠出金の額を算定し、当該交付金の額及びその交付方法並びに当該拠出金の額及びその徴収方法について、総務大臣の認可を受けなければならない。

【情報通信行政・郵政行政審議会への諮問事項】



法律の概要（交付金関係）

- 機構が年度ごとに日本郵便に交付する交付金の額は、あまねく全国において郵便局で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として**総務省令で定める方法により算定した額**から、日本郵便に係る按分額を控除した額としている。（機構法第18条の2）

交付金の額 = ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用 - 日本郵便に係る按分額

省令の概要

- 不可欠な費用の算定方法として総務省令で定める方法は、直近の郵便局ネットワークの維持の状況为基础として、以下の①及び②を合計する方法とする。
 - ① 郵便局（約20,000局）で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における以下のア～エの費用
 - ② 簡易郵便局（約4,000局）で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するための最少限度の委託に要する費用

① 郵便局における費用

ア 人件費

イ 賃借料、工事費
その他の郵便局の
維持に要する費用

ウ 現金の輸送・
管理に要する
費用

エ 固定資産税・
事業所税

② 簡易郵便局における費用

オ 簡易郵便局で
郵政事業のユニ
バーサルサービスが
利用できるように
することを確保する
ための最少限度の
委託に要する費用

申請の概要 ① (交付金の額)

- **交付金の額 293,438,576,200円** ※ 交付金の額は、省令第11条の6の規定に基づき、100円未満を切り捨て
- [= 425,753,724,106円 (不可欠な費用の額)
 - 132,315,147,837円 (日本郵便株式会社に係る按分額)]

【不可欠な費用の額の算定】

① 郵便局における費用

ア 人件費 計：(非開示) 円	イ 賃借料、工事費 その他の郵便局の維持 に要する費用 計：(非開示) 円	ウ 現金の輸送・ 管理に要する 費用 計：(非開示) 円	エ 固定資産税・ 事業所税 計：(非開示) 円	オ 簡易郵便局で郵政事 業のユニバーサルサービスが 利用できるようにすることを 確保するための最少限度 の委託に要する費用 計：(非開示) 円
---------------------------	---	--	---------------------------------------	---

② 簡易郵便局における費用

郵便局で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを
最小限度の規模の郵便局 (= 2名局) により構成するものとした場合におけるア～エの費用を算定

<算定方法> 2名局は管理者1名・窓口職員1名で構成されているため、各々の人件費単価に直近の郵便局数(約20,000局)を乗じて算定。	<算定方法> 郵便局舎の規模を基に2名局における郵便局の維持に要する費用(賃借料、工事費、水道光熱費等)を算定。	<算定方法> 現金の輸送や管理に要する平均的な費用(配送、硬貨・紙幣の保管等に要する費用)を算定。	<算定方法> 郵便局舎の規模を基に2名局における固定資産税・事業所税を算定。	<算定方法> 各種窓口業務の受託手数の基本額に当該業務を受託している直近の簡易郵便局数(約4,000局)を乗じて算定。
---	--	---	--	---

申請の概要 ② (拠出金の額)

○ 拠出金の額

関連銀行に係る額 = 237,439,260,000円、関連保険会社に係る額 = 56,063,808,400円

※ 拠出金の額は、省令第11条の6の規定に基づき、100円未満を切り捨て

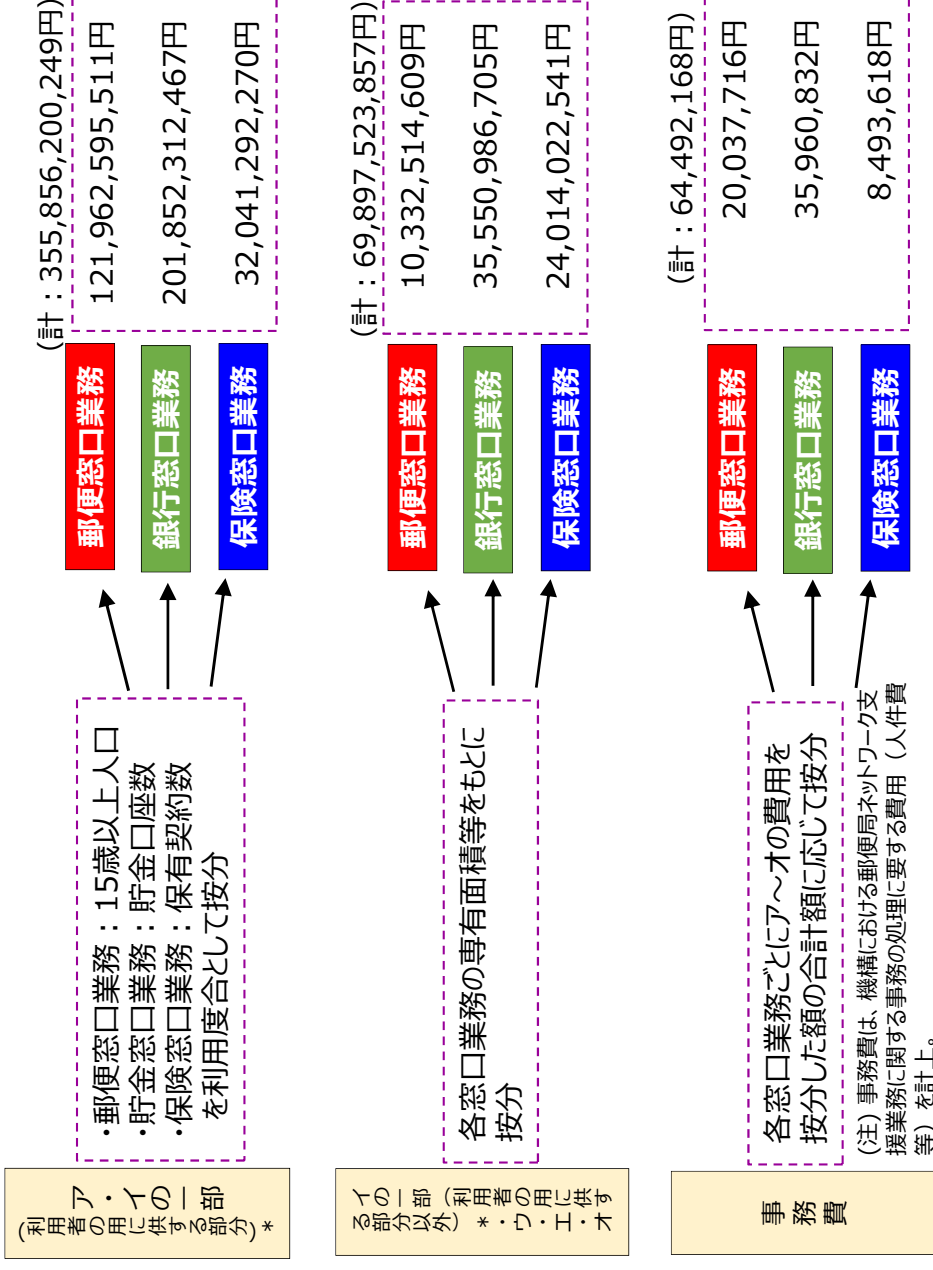
【拠出金の額の算定】

不可欠な費用

- ア 人件費 ((非開示) 億円)
- イ 賃借料、工事費、その他の郵便局の維持に要する費用 ((非開示) 億円)
- ウ 現金輸送・管理に要する費用 ((非開示) 億円)
- エ 固定資産税・事業所税 ((非開示) 億円)
- オ 簡易郵便局における費用 ((非開示) 億円)

機構の事務費 (約0.6億円)

各窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合



按分して得た額

日本郵便に係る額
132,315,147,837円
(参考)
H31:131,449,285,367円

関連銀行に係る額
(= 関連銀行の拠出金)
237,439,260,005円
(参考)
H31:237,820,360,775円

関連保険会社に係る額
(= 関連保険会社の拠出金)
56,063,808,430円
(参考)
H31:57,574,973,703円

* イの費用は、最小限度の規模の郵便局の、利用者の用に供する部分(例：窓口ロビー等)とそれ以外の部分(例：事務室等)の面積の割合に応じて分けた上、利用者の用に供する部分に対応する額はアとともに、それ以外の部分に対応する額は、ウ、エ、オとともに按分する。

○ 交付金の交付方法

(1) 交付金の交付手段

日本郵便株式会社名義の金融機関の口座に交付金を各月に分割して払い込むものとする。なお、払込みにより発生する手数料の負担は、機構が負うものとする。

(2) 交付金の交付期限

毎月の末日までとする。ただし、関連銀行又は関連保険会社の拠出金の納付が遅延した場合その他金融機関のシステム障害等で送金が出来ない場合は、問題の解消後速やかに交付するものとする。

(3) 各月に交付する交付金の額

令和2年4月分 24,434,847,800円 (※)

同年5月から翌年3月までの各月分 24,454,884,400円

(※) 機構の事務費分については、4月に一括して不可欠な費用から控除する。

(4) 安全管理措置

交付金を安全に管理するため、以下のような措置をとる。

(非開示)

○ 拠出金の徴収方法

(1) 拠出金の徴収手段

関連銀行及び関連保険会社から機構名義の口座へ払い込むことにより徴収するものとする。なお、払込みにより発生する手数料の負担は、関連銀行又は関連保険会社が負うものとする。

(2) 拠出金の納付期限

令和2年4月1日から翌年3月31日までの間、毎月15日までとする。

(3) 各月に徴収する拠出金の額

拠出者	令和2年4月分(※)	同年5月から翌年3月までの各月分
関連銀行	19,819,569,800円	19,783,608,200円
関連保険会社	4,679,770,200円	4,671,276,200円

(※) 機構の事務費分については、4月に年度分を一括して加算する。

(4) 安全管理措置

拠出金を安全に管理するため、以下のような措置をとる。

(非開示)

(参考) 令和2年度の交付金・拠出金の額の認可申請の概要について

- 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構からの、令和2年度の交付金・拠出金の額等に関する認可申請の概要及び本年度（平成31年度）との対比は以下のとおり。

交付金・拠出金の額等

	令和2年度	(参考) 平成31年度
不可欠な費用の額	4,258億円	4,267億円
交付金	2,934億円 ※ 日本郵便に係る按分額 1,323億円	2,952億円 ※ 日本郵便に係る按分額 1,314億円
拠出金	ゆうちょ銀行(関連銀行)に係る額 : 2,374億円 かんぽ生命(関連保険会社)に係る額 : 561億円	ゆうちょ銀行に係る額 : 2,378億円 かんぽ生命に係る額 : 576億円

交付金及び拠出金の算定について

- 交付金は、直近の郵便局ネットワーク（2万4千局）を維持するために不可欠な費用を実績値等を基礎として算定した額から、日本郵便に係る按分額を控除して算出。
- 拠出金は、当該不可欠な費用を郵便局ネットワークの利用度合に応じて按分等して算出。
- 令和2年度の主な変動要因として、交付金に係る不可欠な費用については、郵便局数の減少等により微減。拠出金については、不可欠な費用の減や、ゆうちょ銀行の口座数・かんぽ生命の契約数とともに減少したこと等が影響して微減。